

## 令和3年度5月補正予算案の概要

新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置の期間延長及び措置区域拡大を踏まえ、県からの要請に応じた事業者に対し「協力金」を交付するため、補正予算措置を講ずる。

### 1 歳入・歳出補正予算案の概要

#### (1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	5月補正予算額	5月現計予算額	(参考) 3年度5現/ 2年度5現
一般会計	21,321.96	557.63	21,879.60	111.0
特別会計	20,474.84	—	20,474.84	95.6
企業会計	1,493.43	—	1,493.43	100.5
計	43,290.24	557.63	43,847.88	102.9

#### (2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの累計額	5月補正予算額	5月現計予算額
国庫支出金	3,105.92	552.63 <sup>※1</sup>	3,658.56
繰入金	952.10	4.99 <sup>※2</sup>	957.10
その他	17,263.93	—	17,263.93
計	21,321.96	557.63	21,879.60

※1 国庫支出金は全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
(協力要請推進枠分:399.87億円、即時対応分:94.96億円、事務費分:7.39億円、  
事業者支援分:50.40億円)

※2 繰入金は全て財政調整基金繰入金

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

## 2 補正予算案の内容

### ○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第10弾） 557億6,342万円

まん延防止等重点措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されるとともに、横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・伊勢原市・葉山町・寒川町を措置区域に加えることを踏まえ、県からの要請に応じた事業者に対して、協力金を支払う。

【参考：営業時間の短縮要請の期間等】

	措置区域	その他地域
区域・地域	横浜市・川崎市・相模原市・鎌倉市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・ <u>横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・伊勢原市・葉山町・寒川町</u>	左記以外
要請期間	令和3年5月12日から5月31日まで	
協力金申請受付開始時期	時短営業期間終了後を予定	

### < 飲食店等への主な要請内容及び交付金額 > 454億838万円

	措置区域（36,000事業所）	その他地域（4,000事業所）
対象者	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※いわゆる飲食店のほか、バー・キャバレー等も含む ※「感染防止対策取組書」等の掲示及びマスク飲食の推奨が交付要件	
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5時から20時までの時短営業</li> <li>・酒類の提供は終日停止（酒類の持込み含む）</li> <li>・<u>カラオケ設備の提供は終日停止（飲食を主として業としている店舗の場合）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5時から21時までの時短営業</li> <li>・酒類の提供は11時から20時まで</li> <li>・<u>カラオケ設備の提供は終日停止（飲食を主として業としている店舗の場合）</u></li> </ul>
交付金額（1日・1店舗）	<p>【中小企業】</p> <p>前(々)年の1日当たりの売上高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以下の店舗 ⇒ 4万円</li> <li>・10万円超～25万円以下の店舗 ⇒ 上記売上高×0.4(上限10万円)</li> <li>・25万円超の店舗 ⇒ 10万円</li> </ul> <p>【大企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前(々)年からの1日当たりの飲食業の売上高減少額×0.4(上限20万円)</li> </ul> <p>※中小企業も大企業の方式を選択可</p>	<p>【中小企業】</p> <p>前(々)年の1日当たりの売上高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8.33万円以下の店舗 ⇒ 2.5万円</li> <li>・8.33万円超～25万円以下の店舗 ⇒ 上記売上高×0.3(上限7.5万円)</li> <li>・25万円超の店舗 ⇒ 7.5万円</li> </ul> <p>【大企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前(々)年からの1日当たりの飲食業の売上高減少額×0.4(上限20万円又は前(々)年の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)</li> </ul> <p>※中小企業も大企業の方式を選択可</p>

※ 措置区域における中小企業の交付金額について、国が示す5月12日以降の下限額は1日3万円とされていましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）を活用し、特例的に最大1万円を上乗せし、これまでの下限額4万円を維持します。

＜大規模施設等への主な要請内容及び交付金額（まん延防止等重点措置区域に限る）＞  
103億5,504万円

	大規模施設（3,780事業所）	テナント・出店者（14,040事業所）
対象者	特措法第24条第9項に基づく、時短要請を行った1,000㎡超の施設 ※「感染防止対策取組書」等の掲示が交付要件	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等 ※「感染防止対策取組書」等の掲示が交付要件
要請内容	5時から20時までの時短営業 ※イベント開催の場合は5時から21時まで ※生活必需物資を除く	
交付金額（1日）	「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」に 「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額	「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」に 「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額

[産業労働局中小企業部事業者支援担当課長 電話 045-285-0648]

### 問合せ先

神奈川県総務局財政部財政課

課長 三澤 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 市川 電話 045-210-2252